

## 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

令和4年度事業報告には「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第33条第に規定する附属明細書「貸借対照表及び損益計算書の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。

令和5年4月1日

一般社団法人西条市SDGs推進協議会